

感震ブレーカー設置事業Q & A

● 感震ブレーカーの概要

Q 感震ブレーカーとは？

A 大規模な地震が発生した際に、電気に起因する火災を防ぐため、一定の揺れを感知すると通電を遮断する機器となります。

本補助事業に該当する一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格では、震度5強相当以上で3分後に建物全体の通電を遮断します。

Q 感震ブレーカーは、どのくらいの揺れで作動するのか？

A メーカーにより異なりますが、震度5強以上で作動します。

Q 感震ブレーカーには、どんな種類があるのか？

A ①センサーが分電盤に組み込まれている製品 【一体型】

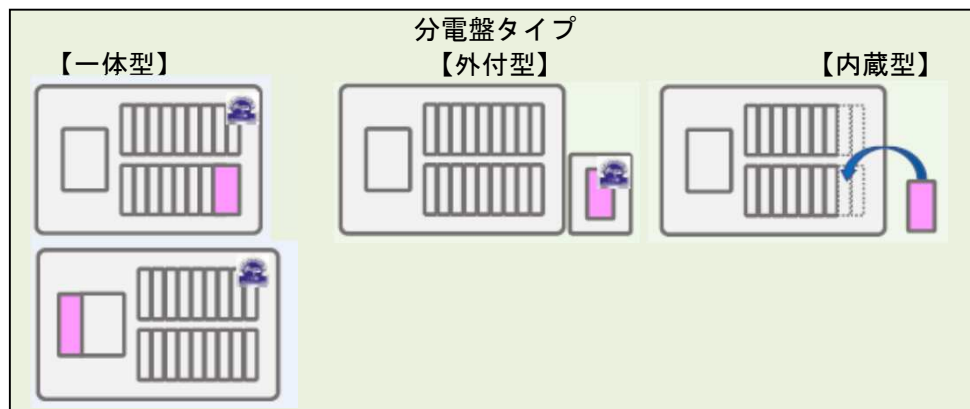
②既設の分電盤に外からセンサーを取り付ける製品 【外付型】

③既設の分電盤の空きスペースにセンサーを取り付ける製品 【内蔵型】

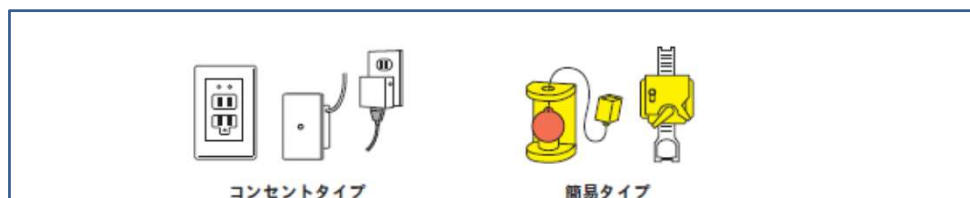
※①、②、③は一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格に該当するものが補助金の対象となります。

詳しくは、一般社団法人日本配線システム工業会のホームページで見ることが出来ます。

※詳しくは、電気工事店等にご確認ください。



※その他、電気工事がいらないコンセントタイプや簡易タイプがありますが、補助金の対象ではありません。



Q 建物すべての電気を遮断するのか？

A そのとおりです。震度5強相当以上で3分後に建物全体の通電を遮断します。

そのため、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電が必要な設備に影響が出る可能性があります。特に医療機器をご利用されている方は、申請前にかかりつけ医等へ確認してください。また、夜間に地震が発生した場合、照明が消えることで、避難の妨げになることも考えられますので、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを常備願います。

Q 補助対象が、分電盤タイプだけなのはなぜか？

A 分電盤タイプは、安全性及び動作の確実性が高い一方で、費用が高額なことや、電気工事が必要となるなど、普及には時間を要するものと思われます。

感震ブレーカー機能は、出火予防性能や感震遮断性能、夜間発生時の避難安全性といった基本性能の確保が求められることから、これらをすべて満たしている分電盤タイプを補助対象とし、設置を推進することで、地震による電気火災からの人的・物的被害の軽減及び延焼火災の発生防止を図るためです。

Q どのくらいの費用を見込んでおけばよいのか？

A 住宅事情や分電盤の種類により異なりますが、設置工事費の目安は次のとおりです。

なお、詳しくは、電気工事店にお問い合わせください。

- ・外付型 概ね4～5万円(機器費用＋設置工事費用)
- ・内蔵型 概ね2～3万円(機器費用＋設置工事費用)
- ・一体型 概ね5～8万円(機器費用)

Q どの機器を設置すればよいのか？

A 住宅事情や分電盤の種類により異なりますので、電気工事店に確認してください。

Q どの業者に相談すればよいのか？

A 電気工事を行える工事店となります。電気工事店が不明な場合は、市内の事業者が加盟する浜松電気工事協同組合(Tel 053-453-6251)へお問い合わせください。

● 補助対象者等について

Q 事業所や個人宅兼事業所の場合、申請できるか？

A 個人の住宅が対象のため、事業所は補助対象となりません。個人宅兼事業所の場合、事業所と自宅の分電盤が別々に設置されている場合は、自宅分について補助対象となります。また、事業所と自宅の分電盤が一体の場合は、自宅分として補助対象とします。

Q 2世帯住宅に、それぞれ分電盤があるが、2つとも申請できるか？

A 1世帯につき1個限りの申請ができるので、各世帯がそれぞれの分電盤について申請できます。

Q 母屋と付属屋にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できるか？

A 1世帯につき、申請は1個限りです。それぞれを別の世帯が所有又は居住している場合は、それぞれの分電盤について申請できます。

Q 建物の構造で、補助の対象外となることはないのか？

A 本市では、非木造に関わらず補助対象としています。

Q 湖西市内に住宅を所有していれば、湖西市外の住民であってもいいか？

A 市内の自らが居住する住宅であるか否かで判断します。感震ブレーカー設置後の常の居住地が市外である場合は対象となりません。なお、申請者が単身赴任など、同一世帯のご家族が感震ブレーカーを設置した住宅等に居住する場合は除きます。詳細は市役所危機管理課にお問合せください。

Q 分譲マンション等に共同で設置工事を行う場合も補助対象になるか？

- A マンションやアパートなどで、共同して設置工事を行う場合も補助対象となります。
ただし、管理組合や管理会社等からの申請はできません。あくまでも個々の所有者又は居住者からの申請となり、個々に要件を審査します。なお、管理会社等が個々の申請書を取りまとめて手続きを行っていただくことは可能です。
マンション等への一斉の設置を計画している場合は、予算措置の関係もありますので、市役所危機管理課へ、事前に相談・連絡をお願いします。

Q 賃貸住宅(アパート等)の場合、一括して申請できるか？

- A 賃貸住宅に対する補助金交付の対象は、個々の居住者で、1世帯あたり1個限りであることから、建物の所有者(大家)や管理会社等が一括しての申請はできません。申請はあくまでも個々の居住者からとなります。ただし、所有者等が居住者の申請書を取りまとめて手続きを行っていただくことは可能です。なお、交付申請書に所有者や管理者等の承諾が必要になります。

Q アパートの持ち主(オーナー)が申請できないのはなぜか？

- A 新築・既設に限らず、賃貸アパートや分譲マンションなどには、通常であれば分電盤を設置した上で、賃貸や売買されます。感震ブレーカーを補助金によって新設又は増設した場合、その部屋の資産価値を増やすことになるため、市補助金交付規則の趣旨に反するためです。

Q 賃貸住宅(借家・アパート等)に居住していますが、申請できますか？

- A 申請可能です。ただし、申請書(様式第1号)の記載欄に所有者等の承諾を得てから申請してください。なお、補助金の申請は1世帯当たり1個限りですので、ご注意ください。

Q 賃貸住宅(借家・アパート等)で感震ブレーカーの設置補助金を受けましたが、新たに住宅を新築する時にも申請できますか？

- A 既に補助金の交付を受けた世帯の方は、申請できません。補助金は1世帯当たり1個限りです。

Q 設置工事の費用は、申請者が先に全額を支払うのか？

- A ご質問のとおり、申請者が全額を払っていただきます。工事が完了してから完了報告書等を提出していただき、その書類を審査したうえで、指定口座に補助金を振り込みます。

Q 申請者等が自身で感震ブレーカーの設置ができる場合、補助対象はどこまでか？

- A 感震ブレーカーの購入費のみ対象となります。

Q 既設の分電盤を撤去し、感震機能のない分電盤と外付型感震ブレーカーを設置した場合の補助額は、3分の2以内で上限3万円となるか？

- A 既設の分電盤を取り替える場合は、感震機能のない分電盤と外付型感震ブレーカーを設置した場合でも補助の金額は1万円となります。

● 申請について

Q 申請は、いつ行えばよいか？

- A 感震ブレーカーの設置工事が始まる前に市役所危機管理課に申請してください。なお、工事は、市から交付決定通知書が届いてから行うようにしてください。

Q 申請書は、どこにあるのか？

A 市役所危機管理課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q 申請書の受付(提出)場所は、どこか？

A 市役所危機管理課に提出してください。

Q 申請書は、郵送で提出してもよいか？

A 郵送でも受け付けますが、書類に不備があった場合は申請書の返却、確認事項があった場合は、連絡することがありますのでご承知ください。

Q 電子申請は、できるか？

A 自己所有以外の住宅等に設置する場合、当該住宅等の所有者や管理者が設置を承諾していることを確認するため、署名や記名押印を求めていることや、交付申請書に添付提出いただくチェックシートでは、申請内容を確認いただくため申請者の署名又は記名押印を求めており、原本の提出を求めることから、電子申請は行いません。なお、郵便等での提出は受け付けます。

Q 電気工事店に何を確認すればよいか？

A 主に次の6点を確認してください。

- ① 自宅に感震ブレーカーが設置できるかどうか
- ② どのブレーカーが妥当か
- ③ 設置する機器の製品番号は
- ④ どの場所に設置するか
- ⑤ 費用はどのくらいか(見積りをもらう)
- ⑥ いつごろ設置するか

①～⑥を確認すれば、申請書を提出することができます。

なお、申請書の書き方のうち、製品に関わることは電気工事店へお尋ねください。

Q 申請の締め切りはあるか？

A 2月末日(土日・祝祭日に当たる場合は、前開庁日)までに交付申請をお願いします。
なお、予算が限られているため、先着順での受付となりますのでご了承ください。交付決定を受けた年度の3月15日(土日・祝祭日に当たる場合は、前開庁日)までに完了報告書等を提出していただく必要があります。

Q 申請者は、同居の家族でもよいか？

A 同居の家族でも構いませんが、補助の条件にある「1世帯当たり1個限り」を確認するため、申請書の余白に世帯主氏名をご記入いただきます。また、補助金の振込先となる方(口座名義人)と申請者が同じになるようにお願いします。

Q 申請書を提出すれば、設置工事を始めてもよいか？

A 申請書の内容を審査しますので、市から郵送される交付決定通知書が届き次第、電気工事店で設置工事を行うよう、お願いします。

Q 新築の場合は、いつから申請できるか？

A 分電盤の設置工事が始まる前に申請してください。

Q 新築の場合は、分電盤設置費用だけの見積書が必要か？

A 新築の場合は、見積書を提出する必要はありません。ただし、設置機種や設置位置の分かる図面などが必要です。

Q 分電盤を感震機能付のものに取り替える場合は、見積書が必要か？

A 感震機能付分電盤に取り換える場合は、見積書を提出する必要はありません。ただし、設置機器の資料や設置位置の写真などが必要です。

Q 新築の場合に必要な「湖西市内の住宅である書類の写し」とはなにか？

A 建築確認済証等の写しを添付してください。

Q 補助金の振込先は、申請者と異なる名義人の口座でもよいか？

A 申請者と異なる名義人の口座に振り込むことはできません。申請者と口座名義人は同一としてください。

Q マンション等の共同設置工事の場合、申請者個々の見積書が必要か？

A 原則として、申請者個々の見積書が必要です。ただし、どうしても個別に得られない場合、一件当たりの単価等が算定できれば一括の見積書でも可と認める場合がありますので、市役所危機管理課へ、事前に相談をお願いします。

Q 分電盤を取り替える場合、設置工事費が対象にならない理由は？

A 補助は感震機能を追加する経費を支援するものであるため、感震機能あるなしの機器購入の差額を考慮し決定しました。分電盤の取替は機器のグレードアップと判断しており、機器取替に係る設置費用は対象としません。

Q 新築の場合、設置工事費が対象にならない理由は？

A 補助は感震機能を追加する経費を支援するものであるため、感震機能あるなしの機器購入の差額を考慮し決定しました。なお、分電盤は建築時に必要なものであるため、機器の設置費用は対象としません。

● 申請後の工事の変更について

Q 工事を止めたいがどうすればよいか？

A ①依頼した電気工事店に連絡しキャンセルできるか、相談してください。
②その後、すみやかに、承認申請書(様式第3号)を市役所危機管理課に提出してください。

Q 工事内容を変更したいがどうすればよいか？

A ①依頼した電気工事店に相談し、変更後の見積書をもらってください。
②補助事業に要する経費が20%以上変更となる場合は、すみやかに、承認申請書(様式第3号)に変更後の見積書を添付して市役所危機管理課に提出してください。
なお、変更額が20%未満の場合は、承認申請書の提出は不要です。ただし、既設分電盤にセンサーを追加する「外付型」や「取付型」から、分電盤を取り換える「内蔵型」に変更する場合や、「内蔵型」から「外付型」や「取付型」に変更する場合は承認申請書の提出が必要です。なお、この「内蔵型」に変更する場合は、変更後の見積書の添付は必要ありません。
③市から郵送される承認通知書が届いてから、工事を開始してください。

● 完了報告について

Q 工事完了後に提出する書類を、郵送してもよいか？

A 完了報告書等についても、郵送で受け付けます。

Q 工事完了後に提出する書類の締め切りは、いつまでか？

A 設置工事完了後30日以内または、交付決定を受けた年度の3月15日(土日・祝祭日の場合は前開庁日)までに、完了報告書(様式第5号)及び交付金請求書(様式第6号)に必要書類を添えて、市役所危機管理課に提出してください。

Q 新築や分電盤取替えの場合は、領収書が必要か？

A 領収書(写)の添付は必要ありません。写真と製造事業者(メーカー)が発行した保証書(写)などの設置を証明する書類により設置の事実を確認します。

Q 新築の場合は、どの状態をもって設置工事の完了としますか？

A 住宅用分電盤(ブレーカー)が設置され、電気が引かれ、その機能が確認できる状態になったら設置工事(補助金事業)の完了と認めます。建物全体の完成、引渡し、代金支払い、居住等がされていない段階でも、補助金事業の完了とします。なお、完了報告書(様式第5号)に分電盤(ブレーカー)設置の分かる写真と製造事業者(メーカー)が発行した保証書(写)などの設置を証明する書類を添付して提出していただきます。

Q 補助金はいつごろ振り込まれるのか？

A 完了報告書を提出していただき、書類の不備がないことを確認後、30日以内に指定口座へ振り込みます。

Q 交付申請書に添付した見積額と支払額が違う場合はどうすればよいか？

A 交付申請書に添付した見積書と支払額が違う場合は、完了報告書を提出する前に市役所危機管理課へご連絡ください。補助金の額は、完了報告書に添付された請求書や支払いを証する書類の写しを確認し確定します。

Q 交付申請書に添付した見積額と支払額が違う場合、補助金の額は変わるか？

A 変わる場合があります。補助金の額は、完了報告書に添付された請求書や支払いを証する書類の写しを確認し確定します。市からお支払いする額は、交付確定通知書(様式第7号)でお知らせします。交付申請書に添付した見積書と支払額が違う場合は、完了報告書を提出する前に市役所危機管理課へご連絡ください。

Q 支払いを証明する書類とは？

A 主な支払いごとの提出書類の例は次のとおりです。

【現金払い】 請求書＋領収書

【口座振替】 請求書＋口座通帳表紙・記帳ページ

【口座振込】 請求書＋振込明細書又は口座通帳表紙・記帳ページ

【カード払い】 請求書＋カード売上票

又はカード会社の利用明細書又は口座通帳表紙・記帳ページ

【電子マネー】 請求書＋領収書(レシート)又は取引履歴

※請求書：作業の内訳の分かるもの。

● 設置後について

Q 設置した感震ブレーカーの点検は、必要か？

A 設置した製品の取り扱い説明書に従ってください。また、依頼した電気工事店にお問い合わせください。

Q 感震ブレーカーが壊れた場合、再度補助金が出ますか？

A 1世帯につき1個限りの申請のため、新たに取り付けたり修理したりする場合の費用等について、補助金はありません。